

【最高裁判所事務総局】

司法修習の充実等に向けた検討の状況について

(平成26年11月20日)

修習内容の更なる充実方策

導入的教育の充実方策



導入修習の実施

平成26年11月修習開始の第68期司法修習生から、修習開始直後に司法研修所に集めて司法研修所教官によるカリキュラムを実施(移動期間も含めて約1か月間)

密度の濃い修習とするための工夫



分野別実務修習ガイドラインの策定・周知

民事裁判, 刑事裁判, 検察, 弁護の各分野別実務修習について, 起案件数や検討する記録の件数等について数値目標を定めるなどして指導内容を明確化・充実化

ワーキンググループ[○](司法修習委員会の下で開催)

- ☆ ガイドラインを効果的に実践するための工夫等を検討
- ☆ 選択型実務修習の充実方策について検討

司法修習生に対する経済的支援



実務修習地への移転料(転居費用)の支給



集合修習期間中の入寮の確保

(入寮を希望する者のうち通所圏内に住居を有しない者の全員)



兼業許可の運用緩和

(法科大学院における学生指導等の教育活動など)

※ 上記3点はいずれも第67期司法修習生から実施済み

☆ 運用による更なる支援の可否については日弁連との間で協議中